

令和 7 年 10 月 24 日
航空局安全部安全政策課

航空従事者に対する航空法に基づく行政処分について

航空従事者 1 名に対して、本日付で航空法第 30 条に基づく行政処分を行いました。

1. 操縦士 A

(1) 事案の概要

令和 7 年 8 月 28 日、操縦士 A は機長として乗務予定であったところ、運航規程において、『乗員は、所定の場所に出頭すべき時刻を起点としてそれより前 12 時間以内に飲酒を行ってはならない。それ以前であっても過度な飲酒を行ってはならない。』と規定されていることを認識していたにもかかわらず、これに抵触する飲酒を行ったことが確認された。

また、身体検査等の結果を踏まえた管理の中で、禁酒を宣言していたにもかかわらず、上記のとおり過度な飲酒を行い、またその事実を隠ぺいするため、アルコール検知器の検査日時のデータを改ざんするなどの行為に及んだことは、飲酒に関する安全意識の著しい欠如を示す悪質な行為であったと認められる。

操縦士 A の行為は、航空法第 30 条第 2 号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての非行に該当するものである。

(2) 処分内容

操縦士 A に対して、60 日間の航空業務停止（本日付、行政処分）

【問い合わせ先】

航空局安全部安全政策課

電話：03-5253-8111

担当：課長補佐 勝間（内線 50104）

専門官 赤塚（内線 50312）